

# 京都薬科大学知的財産ポリシー

2014年7月24日制定

京都薬科大学（以下「本学」という。）は、建学の精神である「愛学躬行」に則り、永年にわたり基礎から臨床までの幅広い薬学領域において常に最先端の研究を推進し、多くの実績を上げることによって、人類の健康と福祉及び社会に貢献してきた。

知的財産の創造とその保護及び活用を図ることは、本学の研究成果を社会に還元する有効な手段である。本学における教育及び研究活動を通じて得られる知的財産について、組織として保護及び活用するために、その取扱いに関する基本的な考え方を知的財産ポリシーとして定め、研究成果の活用による社会貢献を促進するとともに学術研究の進展に資する。

## 1. 適用対象者

本学職員並びに本学の発明等の取り扱いに関して本学と同意している客員教授、ポスト・ドクター及び学生（以下「職員等」という。）を本ポリシーの対象者とする。

## 2. 対象となる知的財産

本ポリシーの対象となる知的財産は、発明、考案、意匠及び植物の新品種とする。

## 3. 権利の帰属

職員等が本学の資金（本学が管理する外部資金を含む。）、施設、設備その他の資源を用いて行った研究等により創出した知的財産に係る権利は、原則として本学に帰属する。ただし、本学が適当と認めるときは、当該職員等に帰属させることができる。

## 4. 権利の承継

知的財産に係る権利の本学への承継については、新規性・進歩性・活用可能性の審査を踏まえ、総合的に評価して判断する。

## 5. 権利の取得、管理及び活用

本学が承継した知的財産に係る権利は、正当な理由がない限りただちに特許出願等を行う。本学が行った特許出願等については、原則として権利化及び登録後の権利維持並びに権利活用を図る。ただし、権利化及び活用の可能性並びに経費等を勘案のうえ、それらを放棄又は当該知的財産を創出した職員等に返還することがある。

## 6. 共同研究等における知的財産

本学において創出した知的財産を社会に還元するため、企業等との共同研究及び受託研究に積極的に取り組む。これらの研究で生まれた知的財産の取り扱いについては、企業等における実用化・事業化に配慮し、柔軟かつ効果的に対応する。

## 7. 職員等への補償

本学が承継した知的財産に係る権利の活用又は譲渡によって本学が利益を得た場合は、当該知的財産を創出した職員等に適切に還元する。

## 8. 管理体制

知的財産の創造、保護及び活用を機関として一元的に管理し、技術移転等による社会貢献を加速するため、知的財産・産学官連携センター及び事務局研究・産学連携推進室を設置する。

## 9. 守秘義務

知的財産に関する業務に従事する職員等は、必要な期間にわたり当該知的財産について守秘義務を負う。

また本学は、共同研究等の契約における守秘義務を負っている事項については、秘密を保持するよう適切な措置を講ずる。

## 10. その他

本ポリシーを運用するために必要な具体的事項は「学校法人京都薬科大学発明等取扱規則」として別に定める。

以上